第明三治二十五種郵便物認可

⑷　単体、共同企業体の代表者は平成11年度以降に元請けとして、鋼製の車両用橋梁新設工事（Ｌ＝40m以上（１径間当たり））を施工した実績（１契約当たり）を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。共同企業体の代表者以外の構成員は、平成11年度以降に元請けとして、鋼製の車両用橋梁新設工事（Ｌ＝10m以上（１径間当たり））を施工した実績（１契約当たり）を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。）（以下「地方防衛局等」という。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除く。また、実績が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

⑸　工事全般の施工計画が適正であること。

⑹　次の基準をすべて満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア　主任技術者は、二級土木施工管理技士、二級建設機械施工技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

・建設業法第７条第２号イ、ロ又はハに該当する者。

イ　監理技術者は、一級土木施工管理技士、一級建設機械施工技士又はこれと同等以上の資格を有する者であると国土交通大臣が認定した者。

また、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

ウ　平成11年度以降に元請けとして、鋼製の車両用橋梁新設工事（Ｌ＝20m以上（１径間当たり））を施工した実績（１契約当たり）を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局等（旧防衛施設局等を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用データベースに登録されている工事である場合は、その成績が65点未満のものを除くこと。

⑺　一般競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、中国四国防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について（通達）」（施本第1605号（ＣＣＰ）。6. 8.31）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者との間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。詳細は入札説明書による。）。

⑽　暴力団関係業者の排除

ア　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。

イ　入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

３　総合評価に関する事項

⑴　評価項目　本工事の総合評価は、次のアの技術提案を受け付け、アからウと価格を総合的に評価して落札者を決定するものとする。

ア　企業による技術提案

【技術提案①】

・橋梁下部工におけるコンクリートの品質確保・向上にどのような対策を講ずるか

（着目点）

本工事における鉄筋コンクリート構造の橋梁下部工については長寿命化、維持管理費の縮減を図るうえで、コンクリートのひび割れの抑制、密実性の確保および耐久性の確保・向上が重要である。ついては、コンクリートの品質を向上するための具体策として　①生コンの配合に関すること　②単位水量の確保に関すること　③締め固めに関すること　④打継ぎ処理に関すること　⑤養生に関することに着目し、①～⑤の項目毎に１提案を求めるものである。

【技術提案②】

・上部工等の作業時において、直下の市道に対する安全確保にどのような対策を講ずるか

（着目点）

本橋梁工事は、市道牛野谷町29号線の上を立体交差するための施工法としてクレーン・ベント工法による桁の架設方法を採用している。本工法を実施するに当たり、上部工直下にあり、かつ交通量が多い本市道は、架設ベント及び桁を設置するときにあっては交通止めとする一方、その後の上部工作業にあっては、規制を伴いつつ交通解放することとなる。このため、桁等の設置以外の上部工作業時においては、本市道の交通への影響を回避、低減させるとともに、歩行者への安全対策に配慮する必要がある。ついては、本市道の一般車両等の通行に対する安全対策として、①架設工における落下防止対策　②クレーンの展開場所に関する対策　③交通規制時における一般歩行者への注意喚起及び誘導　④交通規制時における一般車両への事前予知　⑤架設工事時のクレーン作業における強風に対する安全対策に着目し、①～⑤の項目毎に１提案を求めるものである。

イ　工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）

ウ　施工体制

⑵　落札者の決定方法

ア　入札参加者は、「価格」、「企業による技術提案」、「工事全般の施工計画（当該工事における施工上配慮すべき事項等の技術的所見）」及び「施工体制」をもって入札に参加し、次の各要件に該当する者のうち、⑶によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

㋐　入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

㋑　評価値が、標準点を予定価格で除した数値（「基準評価値」）を下回らないこと。

イ　上記において、評価値の最も高い者が２者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。

⑶　総合評価の方法

ア　標準点　要求要件を満たしている者に標準点を100点与える。

イ　加算点　算出方法は、予定価格の制限の範囲内の入札参加者のうち、技術資料の内容に応じ、⑴ア及びイの評価項目ごとに評価を行った結果、得られた「評価点数の合計値」を加算点として付与する。

なお、技術提案加算点の最高点数は40点とする。

ウ　施工体制評価点　「施工体制評価点」は⑴ウの項目について最高30点の評価点を与える。ただし、事前調査により、施工体制が十分に確保されない場合又は契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある場合若しくは品質確保のための施工体制及びその他の施工体制が著しく確保されないおそれがある場合、減点を行う。また、施工体制評価点の低いものに対しては、企業による技術提案に係る評価点数に相当する加算点を減ずる場合がある。

エ　価格と価格以外の要素がもたらす総合評価は、入札参加者の「標準点」とイによって得られる「加算点」及びウによって得られる「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

オ　⑴アの評価項目（企業による技術提案）を行わない者にあっては、⑴イの評価項目の評価内容に応じた加算点を算出し与える。

⑷　⑴の評価項目の詳細は入札説明書による。

⑸　その他　受注者の責により入札時の⑴の評価内容が実施されていないと判断された場合は、ペナルティーとして、工事成績評定を減ずることとし、１工事最大10点減ずる。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒730―0012 広島県広島市中区上八丁堀６―30　中国四国防衛局総務部契約課　電話082―223―7233　ＦＡＸ082―222―3027